

委員会提出議案第3号

中間市議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり改正することについて、議会の議決を求める。

令和7年3月26日提出

提出者 議会運営委員会委員長 柴田広辯

中間市議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例

中間市議会ハラスメント根絶条例（令和3年中間市条例第21号）の一部を次のように改正する。

前文中「市長並びに」を削り、「市職員」を「職員」に改める。

第1条中「市職員（以下「職員」という。）」を「職員」に改め、「防止」の次に「及び」を加える。

第2条中「「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。」を「、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) ハラスメント パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメント、ジェンダーハラスメント、SOGI（ソジ）ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
- (2) パワーハラスメント 次に掲げるものをいう。
 - ア 議員の侮辱的な言動又は乱暴な言動（暴行、暴言（風説の流布を含む。）その他本来業務を達成する目的の範囲を超えて人格及び尊厳を侵害する言動をいう。）により、相手方の就業環境が害され、又は当該相手方を肉体的若しくは精神的に傷つけるもの
 - イ 正当な理由なく勤務条件に不利益を与える行為により雇用不安を与えるもの
 - ウ 相手方の能力の発揮を阻害するほどの叱責又は指導により、当該相手方の就労意欲を極端に低下させるもの
 - エ 不要な業務、合理性のない業務、遂行が不可能な業務その他正当な理由のない業務を命ずるもの
- (3) セクシュアルハラスメント 次に掲げるものをいう。
 - ア 性的な事実関係を尋ねるもの
 - イ 性的な内容の情報を意図的に流布するもの
 - ウ 性的な内容の発言及び性的な関係を強要するもの
 - エ 必要なく他人の身体に触れるもの
 - オ わいせつな図画を配布し又は掲示するもの
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、性的な言動により相手方の個人としての人格及び尊厳を不当に傷つけ、勤務条件に不利益を与え、又は就業環境を害するもの職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職務権限の範囲を超えて、当該相手方に肉体的又は精神的な苦痛を与える行為
- (4) マタニティハラスメント 妊娠、出産及び育児並びに介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により相手方の就業環境を害するもの、並びに妊娠、出産及び育児並びに介護に関する言動により当該相手方の就業環境を害するもの（業務分担、安全配慮等業務上の必要性に基づくものを除く。）をいう。
- (5) モラルハラスメント 相手方に対して言動、態度、身振り、文書等により、繰り返し、人格や尊厳を傷つけ、又は精神的に損傷を与えるものをいう。
- (6) ジェンダー・ハラスメント 性別により区別し、相手方に対してその意思に反する言動を強制し、又はその人格と尊厳を侵害する言動を行うこと等により、当該相手方に

肉体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。

(7) S O G I (ソジ) ハラスメント 性的指向や性自認に関して、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力等の肉体的又は精神的な嫌がらせを行う行為をいう。

(8) その他のハラスメント 前各号に掲げるもののほか、職場等において、他者に対する言動等が、本人の意図には関係なく、相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える、又は脅威を与えるものをいう。

(9) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職、同条第3項に規定する特別職及び同法第22条の2に規定する会計年度任用職員並びに契約による派遣職員等をいう。

第3条第1項中「防止」の次に「及び」を加える。

第9条を第13条とする。

第8条の見出し中「注意義務」を「プライバシーの保護等」に改め、同条第1項を次のように改める。

議員及び報告を受けた者は、事案の当事者等のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第8条に次の2項を加える。

2 議長は、第10条の規定による公表をしようとするときは、事案の当事者等のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

3 事案の当事者は、当該事案をみだりに公表し、相手方の利益を不当に侵害してはならない。

第8条を第12条とし、第7条を第11条とする。

第6条第1項から第3項までを削り、同条第4項中「前項」を「前条」に、「審査会」を「委員会」に改め、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 議長は、前項の規定により措置を講じたときは、当該ハラスメントが確認された議員の氏名及びその要旨を公表するものとする。

第6条を第10条とする。

第5条中「議員及び職員のハラスメントに関する苦情の申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該苦情に係る事実関係を把握し、今後のハラスメントの防止策を講ずるものとする。」を削り、同条後段を次のように改める。

議長は、ハラスメントの事実関係の認定の申出があったときは、円滑かつ公正な解決を図るため、見識を有する者等で構成する第三者調査委員会（以下、「委員会」という。）を設置することができる。

第5条に次の1項を加える。

2 委員会の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項については、議長が別に定める。

第5条を第9条とする。

第4条の見出し中「研修等」を「調査及び研修等」に改め、同条中「防止」の次に「及び」を、「ため、」の次に「必要に応じて実態を把握するための調査をするとともに、」を、「等を」の次に「毎年度」を加え、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

（ハラスメント防止根絶会議の設置）

第6条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員で組織するハラスメント防止根絶会議を設置する。

(相談窓口の設置)

第7条 議長は、議員によるハラスメントの申出に対応するため、相談窓口を設置するものとする。

(相談等の申出等の手続)

第8条 議員によるハラスメントを受けた又は目撃し、若しくは把握した議員及び職員は、相談窓口に対し、ハラスメントの相談及び苦情を書面、口頭又はこれに準じた手段により申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、現実にハラスメント事案が発生した場合に限らず、その発生のおそれがある場合にも行うことができる。

3 相談窓口において前2項の規定による申出を受けた者は、月毎の相談等の申出受付の件数を議長に報告しなければならない。この場合において、相談者の同意を得ているときは、その申出の内容を速やかに議長に報告しなければならない。

4 議長は、前項の規定による月毎の相談等の申出受付の件数の報告を受けたときは、第6条に規定するハラスメント防止根絶会議に通知するものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

(宣誓書の提出義務)

第4条 議員は、その職に就任後速やかに市議会議長（以下「議長」という。）にこの条例を遵守する旨の宣誓書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の中間市議会ハラスメント根絶条例（以下「旧条例」という。）第2条に規定するハラスメント（以下「旧ハラスメント」という。）に係る苦情は、この条例による改正後の中間市議会ハラスメント根絶条例（以下「新条例」という。）第8条第1項の規定により申し出ることができる。この場合における申出の取扱いについては、新条例の定めるところによる。

3 旧ハラスメントに係る苦情であって、この条例の施行の際現に旧条例の定めるところにより取り扱われているものについては、この条例の施行日以後は、新条例の規定により取り扱うものとする。

中間市議会ハラスメント根絶条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>市民から負託を受けた市議会議員及び全ての<u>職員</u>は、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、公共の福祉の増進という地方自治の本旨を体現するとともに、住民全体の奉仕者として住民福祉の向上に努めなければならない。ハラスメントは、他者に対して行われる極めて悪辣な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える「人権侵害」である。また、ハラスメントは、基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障を來し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。特に<u>職員</u>に対するハラスメントは、議員と<u>職員</u>という人間関係を背景とするため顕在化しにくい上に、不当に<u>職員</u>の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な肉体的、精神的な被害をもたらし、ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、更には議員への市民の信頼を裏切ることになりかねない。中間市議会は、議員及び議会としての役割を十分發揮するため、互いに人格を尊重し相互信頼を深めることを通じて、ハラスメントの防止及び根絶に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>市民から負託を受けた市議会議員及び<u>市長並びに</u>全ての<u>市職員</u>は、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、公共の福祉の増進という地方自治の本旨を体現するとともに、住民全体の奉仕者として住民福祉の向上に努めなければならない。ハラスメントは、他者に対して行われる極めて悪辣な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える「人権侵害」である。また、ハラスメントは、基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障を來し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。特に<u>市職員</u>に対するハラスメントは、議員と<u>市職員</u>という人間関係を背景とするため顕在化しにくい上に、不当に<u>市職員</u>の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な肉体的、精神的な被害をもたらし、ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、更には議員への市民の信頼を裏切ることになりかねない。中間市議会は、議員及び議会としての役割を十分發揮するため、互いに人格を尊重し相互信頼を深めることを通じて、ハラスメントの防止及び根絶に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議員による議員の地位を利用した、<u>職員</u>に対するハラスメント及び議会内における議員間のハラスメントを防止及び根絶するための措置を講じ、全ての職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで市政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議員による議員の地位を利用した、<u>市職員</u>（以下「<u>職員</u>」という。）に対するハラスメント及び議会内における議員間のハラスメントを防止根絶するための措置を講じ、全ての職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで市政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資する</p>

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメント、ジェンダーハラスメント、SOGI（ソジ）ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
- (2) パワーハラスメント 次に掲げるものをいう。

ア 議員の侮辱的な言動又は乱暴な言動（暴行、暴言（風説の流布を含む。）その他本来業務を達成する目的の範囲を超えて人格及び尊厳を侵害する言動をいう。）により、相手方の就業環境が害され、又は当該相手方を肉体的若しくは精神的に傷つけるもの

イ 正当な理由なく勤務条件に不利益を与える行為により雇用不安を与えるもの

ウ 相手方の能力の発揮を阻害するほどの叱責又は指導により、当該相手方の就労意欲を極端に低下させるもの

エ 不要な業務、合理性のない業務、遂行が不可能な業務その他正当な理由のない業務を命ずるもの

- (3) セクシュアルハラスメント 次に掲げるものをいう。

ア 性的な事実関係を尋ねるもの

イ 性的な内容の情報を意図的に流布するもの

ことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 言葉、行為等により相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為
- (2) 社会的又は性的差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為

- (3) 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職務権限の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為

ウ 性的な内容の発言及び性的な関係を強要するもの

エ 必要なく他人の身体に触れるもの

オ わいせつな図画を配布し又は掲示するもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、性的な言動により相手方の個人としての人格及び尊厳を不当に傷つけ、勤務条件に不利益を与え、又は就業環境を害するもの職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職務権限の範囲を超えて、当該相手方に肉体的又は精神的な苦痛を与える行為

(4) マタニティハラスメント 妊娠、出産及び育児並びに介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により相手方の就業環境を害するもの、並びに妊娠、出産及び育児並びに介護に関する言動により当該相手方の就業環境を害するもの（業務分担、安全配慮等業務上の必要性に基づくものを除く。）をいう。

(5) モラルハラスメント 相手方に対して言動、態度、身振り、文書等により、繰り返し、人格や尊厳を傷つけ、又は精神的に損傷を与えるものをいう。

(6) ジェンダー・ハラスメント 性別により区別し、相手方に対してその意思に反する言動を強制し、又はその人格と尊厳を侵害する言動を行うこと等により、当該相手方に肉体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。

(7) S O G I (ソジ) ハラスメント 性的指向や性自認に関して、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力等の肉体的又は精神的な嫌がらせを行う行為をいう。

(8) その他のハラスメント 前各号に掲げるもののほか、職場等において、他者に対する言動等が、本人の意図には関係なく、相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与える

(4) 性的志向、性自認等の望まない暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為

るものをいう。

(9) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職、同条第3項に規定する特別職及び同法第22条の2に規定する会計年度任用職員並びに契約による派遣職員等をいう。

(議員の責務)

第3条 議員は、市民の代表者として、権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させることを自覚認識し、議員間又は職員の人格を尊重してハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

2・3 (略)

(宣誓書の提出義務)

第4条 議員は、その職に就任後速やかに市議会議長（以下「議長」という。）にこの条例を遵守する旨の宣誓書を提出しなければならない。

(調査及び研修等)

第5条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るために、必要に応じて実態を把握するための調査をするとともに、議員に対し必要な研修等を毎年度実施しなければならない。

(ハラスメント防止根絶会議の設置)

第6条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るために、議員で組

(議員の責務)

第3条 議員は、市民の代表者として、権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させることを自覚認識し、議員間又は職員の人格を尊重してハラスメントの防止根絶に努めなければならない。

2・3 (略)

(研修等)

第4条 議長は、ハラスメントの防止根絶を図るために、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

織するハラスメント防止根絶会議を設置する。

(相談窓口の設置)

第7条 議長は、議員によるハラスメントの申出に対応するため、相談窓口を設置するものとする。

(相談等の申出等の手続)

第8条 議員によるハラスメントを受けた又は目撃し、若しくは把握した議員及び職員は、相談窓口に対し、ハラスメントの相談及び苦情を書面、口頭又はこれに準じた手段により申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、現実にハラスメント事案が発生した場合に限らず、その発生のおそれがある場合にも行うことができる。

3 相談窓口において前2項の規定による申出を受けた者は、月毎の相談等の申出受付の件数を議長に報告しなければならない。この場合において、相談者の同意を得ているときは、その申出の内容を速やかに議長に報告しなければならない。

4 議長は、前項の規定による月毎の相談等の申出受付の件数の報告を受けたときは、第6条に規定するハラスメント防止根絶会議に通知するものとする。

(事実関係の把握等)

第9条 議長は、ハラスメントの事実関係の認定の申出があったときは、円滑かつ公正な解決を図るため、見識を有する者等で構成する第三者調査委員会（以下、「委員会」という。）を設置することができる。

(事実関係の把握等)

第5条 議長は、議員及び職員のハラスメントに関する苦情の申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該苦情に係る事実関係を把握し、今後のハラスメントの防止策を講ずるものとする。この場合において、議長は、会派を代表する者から意見を聴

2 委員会の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項については、議長が別に定める。

(公表等)

第10条 議長は、前条に規定する委員会の調査の結果を尊重し、ハラスメントが確認された場合は、ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意その他必要な措置を講ずるものとする。

2 議長は、前項の規定により措置を講じたときは、当該ハラスメントが確認された議員の氏名及びその要旨を公表するものとする。

(議長職務の代行)

第11条 (略)

(プライバシーの保護等)

第12条 議員及び報告を受けた者は、事案の当事者等のプライバシー

くものとする。

(公表等)

第6条 議長は、前条の規定により議員によるハラスメントがあったと確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、市長から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、会派を代表する者から意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。

3 議長は、前項に規定するハラスメントの報告に係る事実関係の調査及び確認を行うために、会派を代表する者からなる審査会を設置することができる。

4 議長は、前項に規定する審査会の調査の結果を尊重し、ハラスメントが確認された場合は、ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意その他必要な措置を講ずるものとする。

(議長職務の代行)

第7条 (略)

(注意義務)

第8条 議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシ

の保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

- 2 議長は、第10条の規定による公表をしようとするときは、事案の当事者等のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。
- 3 事案の当事者は、当該事案をみだりに公表し、相手方の利益を不当に侵害してはならない。

(委任)
第13条 (略)

一保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

(委任)
第9条 (略)

【中間市議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例】

提案理由

中間市議会ハラスメント根絶条例につきましては、令和3年9月27日に、九州初のハラスメントに係る条例として制定されました。

本条例においては、制定から3年以内に、条例の見直しを行うと定めており、今回の条例改正に当たり、市議会議員の全員で構成する「ハラスメント根絶検討会議」が設置され、条例の見直しの検討がなされました。

今回の条例改正は、この条例の見直しの検討を受け、より実効性のある内容に改正するため、中間市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会におきまして、議案の提出を行うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、条例の定義規定において、ハラスメントの範囲を明確、かつ、具体的に規定することとし、新たな取組等として、議員のハラスメント条例を遵守する意思を示すための宣誓書の提出やハラスメントの防止及び根絶を図る組織として、議員で構成するハラスメント防止根絶会議を設置することとしております。

さらに、議員に係るハラスメントの申出に対応するための相談窓口や中立的で公正な解決を図るための有識者等で構成する第三者調査委員会を設置し、万一、ハラスメントが起きたときの被害者のサポート体制や、ハラスメントの事実確認等を行う組織づくりを行っております。

また、条例の改正前のハラスメントに関する事案の申出が改正後に行われた場合や改正前の苦情の申出の対応が改正後も継続する場合につきまして、ともに改正後の条例の規定により取扱う旨の経過措置を設けております。

なお、改正条例の施行日は、令和7年4月1日といたしております。